

坂東市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、
監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和5年3月30日

坂東市監査委員	神戸 俊裕
同	林 順藏

令和 4 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

坂 東 市 監 査 委 員

令和4年度定期監査結果総括

1 監査の対象・期日等

監 査 対 象		実施期日	監査執行者	
総 務 部	総 務 課	11 月 29 日	神戸 俊裕	桜井 広美
	管 財 課	8 月 9 日	神戸 俊裕	桜井 広美
	交 通 防 災 課	8 月 9 日	神戸 俊裕	桜井 広美
	収 納 課	7 月 14 日	神戸 俊裕	桜井 広美
企 画 部	企 画 課	11 月 10 日	神戸 俊裕	桜井 広美
	市 民 協 働 課	10 月 13 日	神戸 俊裕	桜井 広美
	特 定 事 業 推 進 課	2 月 9 日	神戸 俊裕	林 順藏
市民生活部	市 民 課	10 月 27 日	神戸 俊裕	桜井 広美
	保 険 年 金 課	7 月 14 日	神戸 俊裕	桜井 広美
	生 活 環 境 課	10 月 6 日	神戸 俊裕	桜井 広美
保健福祉部	社 会 福 祉 課	7 月 14 日	神戸 俊裕	桜井 広美
	こ ど も 課 (認定こども園含む)	8 月 9 日	神戸 俊裕	桜井 広美
	介 護 福 祉 課	11 月 10 日	神戸 俊裕	桜井 広美
	健 康 づ くり 推 進 課	8 月 30 日	神戸 俊裕	桜井 広美
産業経済部	農 業 政 策 課	10 月 13 日	神戸 俊裕	桜井 広美
	商 工 観 光 課	2 月 9 日	神戸 俊裕	林 順藏
都市建設部	道 路 管 理 課	11 月 10 日	神戸 俊裕	桜井 広美
	道 路 建 設 課	1 月 26 日	神戸 俊裕	林 順藏
	都 市 整 備 課	2 月 28 日	神戸 俊裕	林 順藏
上下水道部	水 道 課	8 月 30 日	神戸 俊裕	桜井 広美
	下 水 道 課	10 月 6 日	神戸 俊裕	桜井 広美
教育委員会	学 校 教 育 課 (給食センター含まず)	10 月 6 日	神戸 俊裕	桜井 広美
	生 涯 学 習 課 (岩井・猿島公民館含む)	10 月 13 日	神戸 俊裕	桜井 広美
	指 導 課	7 月 14 日	神戸 俊裕	桜井 広美
	ス ポ ー ツ 振 興 課	2 月 9 日	神戸 俊裕	林 順藏
	図 書 館 ・ 資 料 館	10 月 27 日	神戸 俊裕	桜井 広美
学 校 等	神 大 実 小 学 校 岩 井 第 二 小 学 校 七 郷 小 学 校 長 須 小 学 校 杵 掛 小 学 校	5月10日から 9月27日まで	事務局で監査資料・諸帳簿 のみの監査を実施	

2 監査の場所

坂東市役所会議室

3 監査の方法

令和4年度監査等実施計画及び実施要領に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかについて監査を執行した。

自治体の監査に関しては、近年「内部統制」の整備・運用の重要性が叫ばれている状況にある。このため、本年度も財務監査以前の問題として、公文書の取扱いという観点を含めての監査とした。

執行に当たっては、事前に監査対象課等から定期監査資料、関係書類及び諸帳簿類の提出を求め、補助職員をもって予備調査を実施させた。

なお、時間外勤務状況及び休暇取得状況については、前年度分を監査対象とした。

本監査においては、担当課長等の出席を求め、資料に基づき事務事業の執行状況及び予算執行状況についての説明を受け、これに対する質疑を行うことで監査の執行とした。監査の結果、指摘・意見等があるものについては通知し、改善・是正を求めた。

また、小中学校の一部にあつては、補助職員に監査資料・諸帳簿等の監査を実施させた。

4 監査結果の概要

財務に関する事務の執行については、依然として帳票類の一部に事務処理上の軽微な誤りは散見されるが、指摘又は指導すべき事項等の件数は年々減少し、概ね適正であると認められた。しかし、昨年度に引き続き、現金取扱の事務については、会計課への納入に遅れが生じているものが見られた。再度「坂東市現金取扱事務処理マニュアル」を確認し、事務に当たられたい。

公文書の取扱いでは、申請書等の受理文書に受付印の押印がないものや、決裁処理がされていないものが依然として見られたが、昨年度と比較する

と、指摘の件数は減少傾向にあると思われる。引き続き、基本的な公文書の取扱いについて留意願いたい。

契約事務では、契約事務チェックリスト作成を徹底して指導してきたことにより、書類作成の不備や提出の漏れ等は以前より減少しており、改善されているものと思われる。しかし、依然として書類作成上の記載誤りなど、軽微な事務処理の誤りは多く見られた。今後も、市契約規則及び事務処理説明会資料等の各種マニュアルに基づき正確に処理するとともに、複数人でのチェック体制の確立をお願いしたい。

補助金等交付事務では、市補助金交付要綱及び個別の補助金交付要綱に基づき書類が整備されており、概ね適正に処理されていると認めた。しかし一部の補助事業においては、交付申請書の添付書類不備や実績報告書の提出遅延などが見られたため、補助対象者への書類等作成の指導及び補助金交付の趣旨をする必要がある。補助金の原資は税金であることを再認識し、支出の根拠や金額についても、より公平で透明性の高いものにするために書類等を整備され、健全な補助事業に当たられたい。

時間外勤務と休暇取得状況においては、全体的に改善が見られたが、同じ課の中でも、一部の職員の時間外勤務が多くなるなど、偏りが見られた。休暇の取得についても同様で、全体的に休暇の取得率は向上したが、部署によって状況にばらつきが見られた。管理職には再度一部の特定の職員に過度な負担がかからないよう、所属部署内の業務配分には細心の注意を払い、効率的な業務遂行に心掛けられたい。

全体を通し、前回と同様の指摘を受ける課も一部見られたが、多くの課では前年度の指摘事項等を共有し改善が図られていた。業務量の増加や職員不足などの負の要因も多いと思われるが、管理職のリーダーシップと人員個々の創意工夫において改善されたい。

以上、監査結果を報告する。

国内では、これまで猛威を振るってきた新型コロナウイルス感染症が終息傾向にあるように思われるが、いまだに先行きが不透明な状態となっている。しかし、感染症の位置づけが２類感染症から季節性インフルエンザなどと同等の５類感染症へと見直しがされる見込みのため、事業実施やイ

ベント開催などで多少の制限はあるものの、感染拡大前の通常な状態へと戻りつつあるものと思われる。また海外では、ロシアのウクライナへ軍事侵攻を始めてから1年が経過したがいまだ終息の兆しは見え、その影響によるエネルギー価格及び食材等の高騰により、市民生活はもちろんのこと、施設の維持管理や学校運営等の市政運営にも大きな影響を与えている。

このような状況下で、経済対策などを持続的に進めると同時に、坂東市公共施設長寿命化計画に基づく老朽化した公共施設の計画的な更新や、ばらな未来ビジョン第2期戦略プランに基づく重点施策を推進していかなければならないなど、さらに厳しい状況が続くと予想される。

引き続き自主財源の確保を念頭に、費用対効果に留意しながら、適切かつ迅速な予算執行を心掛け、法令等に基づく事務処理の正確性・効率性の確保を図られるよう要望するものである。